

## 確定拠出年金活用術 2017年1月より対象者拡大のイデコ

### 個人型確定拠出年金 iDeCo編 第2回 「iDeCoと退職金などの様々な税制メリット」

独立系投資助言会社 RIA JAPAN  
CFP®、おカネ学株式会社代表

安東 隆司



前回iDeCo（イデコ：個人型確定拠出年金）の制度拡充の背景と私的年金の重要性について触れました。今回はiDeCoのメリットについて説明します。

#### 1. ふるさと納税の返礼率は今後30%程度か

「ふるさと納税」の利用経験者も多いと思います。今まで居住地で納めている税金を、ある地方自治体に寄付を行うという制度です。寄付＋2000円を負担し、納めている税金の行く先を変えます。「返礼品」などを受け取ることができるメリットがあります。ひと手間掛けることで、納税額にほとんど変化がなくとも、お米や魚介類などのお礼の品「返礼品」が送られてくるのです。この大きなメリットに気付いた方々が年々増加してきました。利用しないともったいないと気付かれた方も多いと思います。

年収700万円、夫婦と子供という想定で、ふるさと納税の一例をイメージしてみます。7万7000円寄付<sup>\*1</sup>をし、お米が2万3100円分「返礼」されました。寄付したお金が商品に代わり、3割戻ってきました。

ふるさと納税は「寄附金控除（こうじょ）」を利用するものです。一時的には寄付を行うことで資金の負担はあります。しかし控除の適用になった部分は結果的に税金がかからなくなるのです。更にお金の行先を変更することで「返戻金」メリットも受け取れました。しかし返礼品への過熱感があり、総務省は2017年4月に返礼率の目安を寄付額の30%までに抑える要望を出しました。

しかし、控除のメリットでいわば返礼率100%を享受できる制度があります。iDeCoです。

#### 2. iDeCo、いわば控除返礼率100%も

iDeCoには「所得控除」があります。ふるさと納税同様に、お金の行先を変えるのです。ふるさと納税では行く先は地方公共団体への「寄付」でした。iDeCoの場合はお金の行き先は自分で選んだ金融機関で、しかも将来自分で受け取るための「積立」なのです。

公的年金は今後、受取額が少なくなるのでは？と心配されている方もいるでしょう。iDeCoは自分で選んだ金融機関に積み立て、自分で運用する、「私的年金」ですから、掛けた資金は将来自



分で受け取ることができる年金制度です。仮に公的年金の受取り水準が低下する場合にも、予め毎月積み立てることで、将来の老後に備える制度と言えます。

iDeCoに仮に年間27万6000円の拠出（掛金をかけること）ができるのであれば、この27万6000円は、将来の自分年金として、27万6000円が金融機関に積み立てられるのです。仮に30年間拠出すれば、828万円の掛金の運用成果が将来受け取れるのです。

ふるさと納税での「米や果物といった商品」に変わらず、100%が自分の将来の年金受取りのための「金融商品として積み立て」られるのです。いわば返礼率100%とも考えられます。ただし拠出（掛金）は100%ですが、手数料や運用の成果で60歳以後の受取額は変化します。

### 3. iDeCo ってどんな制度？

iDeCoの制度を簡単におさらいするならば、  
 1、月々 5000円以上を積み立てる「私的年金」  
 2、積立は60歳まで引き出せない 3、60歳未満の方は加入できる 4、金融機関や運用商品は自分で選ぶ 5、掛金+運用益が将来老後への備えとなる となります。

### 4. 税金のメリット額は所得と拠出額で違う

iDeCoを利用して得られる「所得控除」の税金メリット額は、納税者の所得により適用になっている「税率のテーブル（料率）」と、iDeCoの「拠出額（掛金の金額）」により個別に異なります。ここからは少し難しい言葉が出てきます。全て理

図表 1 iDeCoのメリット 5つ、NISAとの比較

	個人型確定拠出年金 iDeCo（イデコ）	少額非課税投資制度 NISA（ニーサ）
1	所得税 住民税が安い 掛金が全額所得控除*1 メリット金額82,800円	掛金が控除にならない 0円
2	運用益に税金がかからない 非課税*2 メリット金額120,000円	運用益 非課税 *2 メリット金額120,000円
3	退職金に税金がかからない 非課税*3 退職控除活用可能 *3 1500万円まで非課税も	退職金制度ではない
4	元本保証商品 元本保証商品あり	元本保証商品なし
5	運用期間 制限なし 60歳まで	5年間 *4

\*おカネ学作成 © 2017 おカネ学（株）

- \*1 掛金27万6千円、所得330～695万円、所得税20%、住民税10%の想定 /年
- \*2 運用益60万円があった場合 20%(所得税15%住民税5%) が非課税の想定 /年
- \*3 勤続30年の場合の退職所得控除額
- \*4 2018年1月から40万円×20年のNISA新制度開始予定あり
- \*5 復興特別税は考慮しない

図表2 iDeCo加入時 拠出限度額別 節税メリット表 (概算)

iDeCo加入時 拠出限度額別 節税メリット表 (概算)								
iDeCo 拠出額 (年額)	課税所得額	課税所得の税率						
		195万円以下	195万円超 330万円以下	330万円超 695万円以下	695万円超 900万円以下	900万円超 1,800万円以下	1,800万円超 4,000万円以下	4,000万円超
	所得税率	5%	10%	20%	23%	33%	40%	45%
	住民税率 合計税率	10%						
81.6万円		122,400	163,200	244,800	269,280	350,880	408,000	448,800
27.6万円		41,400	55,200	82,800	91,080	118,680	138,000	151,800
24.0万円		36,000	48,000	72,000	79,200	103,200	120,000	132,000
14.4万円		21,600	28,800	43,200	47,520	61,920	72,000	79,200

例： iDeCo 掛金年間27.6万円の方は左の「27.6万円」を選び、所得500万円なら「330万超695万円」と交差した「82,800」円となります

\*復興特別所得税は考慮していません

\*おカネ学作成 © 2017 おカネ学 (株)

解できなくても構いません。気楽に「何か難しい用語が出てきているな」で構いません。重要なことは、自分にとってメリットがいくらであるのかわかろうとすることです。

大企業のように年金制度が充実していない企業をイメージしてみます。会社で企業型DC（確定拠出年金）やDB（確定給付企業年金）の制度が無い場合で、2万3000円/月（年額27万6000円）の掛金をかけるとします。同じ拠出額でも、iDeCoの所得控除のメリットは所得によって違うのです。

この図表の縦の金額が、iDeCoへの年間の掛金です。横軸がそれぞれの方の所得額です。

所得が「年間330万円超、695万円以下」の方であれば、所得税20%、住民税10%の合計「82,800円が非課税」となります。

所得が「年間695万円超、900万円以下」の方であれば、所得税23%、住民税10%の合計「91,080円が非課税」となります。

所得が「年間900万円超、1800万円以下」の方であれば、所得税33%、住民税10%の合計「118,680円が非課税」となります。

これは1年あたりですので、今後30年拠出可能ならば、そのメリットは毎年得ることができるのです。掛金は「小規模企業共済等掛金控除」で全額控除することができます。

更に拠出した全額が、将来の自分の年金のために積立られるのです。

iDeCoの拠出可能額は、勤務先の年金制度の形態などでも異なります。詳しくは勤務先の総務、人事などの担当部署にご確認いただければと思います。



図表3 運用益のメリット、iDeCo NISA 一般口座

	個人型確定拠出年金 iDeCo (イデコ)	少額非課税投資制度 NISA (ニーサ)	通常の証券口座等
運用益への税金	運用益 非課税 *1	運用益 非課税 *1	運用益 課税
納税金額	0円	0円	120,000円
メリット金額	120,000円	120,000円	0円

\*おカネ学作成 © 2017 おカネ学 (株)

\*1 運用益60万円があった場合 20%(所得税15%住民税5%) が非課税の想定 /年

2017年現在は復興特別税0.315%があり、20.315%が運用益に課税

\* 2018年1月から、別途 積立NISA制度が開始する予定

## 5. iDeCoは運用益が非課税

同じ運用商品であっても、運用する金融機関のいわば「置く場所」で運用成果に大きな違いがあることをご存知でしょうか。投資信託が金融機関によって、販売時の手数料に差がある場合もあります。しかしここで申し上げたい事柄は投資家にとっての朗報です。それは「iDeCoとNISA (ニーサ) は運用益非課税」というということです。

同じ投資信託Aという商品に投資した事例を考えてみます。仮に通常のNISAの上限金額の60万円の10%、60万円の運用益があったと仮定します。

図表右の通常の証券口座等での税金の計算としては

60万円 × 20% = 12万円 を納める必要があります。

これに対し、iDeCoやNISAは運用益が非課税です。12万円の税金が不要で、12万円手取り額が増加するわけです (2017年現在、復興特別税0.315%があり、実際の税額は20.315%で12万円

超です)。

このように同じ金融商品でも、「置く場所＝ロケーション」によって、投資家が得る手取りの運用益は変わってくるわけです。最近はこれをアセット・ロケーションと呼ぶこともあります。

\*1 ふるさとチョイスより年収700万円での寄付額上限を算出。

安東 隆司 (あんど う りゅうじ) 氏  
RIA JAPAN おカネ学株式会社代表取締役。  
CFP。1989年立教大学卒業、(株)三和銀行  
入行 (現三菱東京UFJ銀行)。三菱UFJメリ  
ルリンチPB証券へ出向。2007年SG信託銀行  
(ソシエテ・ジェネラル信託銀行、現SMBC  
信託銀行)。日米欧の銀行・証券・信託銀行  
に26年勤務の元プライベート・バンカー。お  
客様本位の助言実践には高い手数料は弊害と  
考え、証券関連の手数料を受け取らない内閣  
総理大臣登録の「投資助言葉」を経営。